



# 救急車本当に必要ですか

**8月の出動件数は過去最多**  
**昨年出動した27%は軽症**

近年増加傾向にある救急車の出動件数。特に最近はその傾向が強くなり、7月に331件、8月は377件といずれも過去最多を記録しています（左図1参照）。また、コロナ禍で

医療体制が逼迫しているため、患者の受け入れ先が決まらず、現場に30分以上とどまるケースが多発。このため出動1回あたりの対応時間が長くなり、結果として市消防本部の救急車4台全てが出動し、その後の要請に対応できない状態が出てきています。

その一方、昨年救急車で運ばれた人の容体をみると、その27%が緊急事態でない軽症のケース（左図2参照）。中には、「熱がある」「コロナに感染していないか不安」「薬が無いので、どうしたらいいかわからない」など、緊急とは思えない要請もありました。

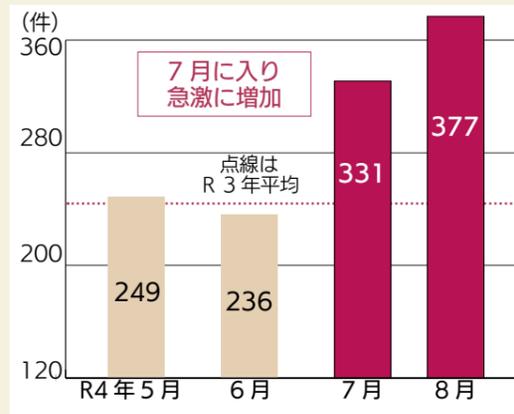


不必要な救急車の利用が増えると、本当に出動が必要な要請に対応できず、「救える命」が救えなくなってしまう。救急車は出動要請があれば、必ずそれに応えなければなりません。1人で歩けるときには、本当に救急車が必要なのかもう一度考えてください。

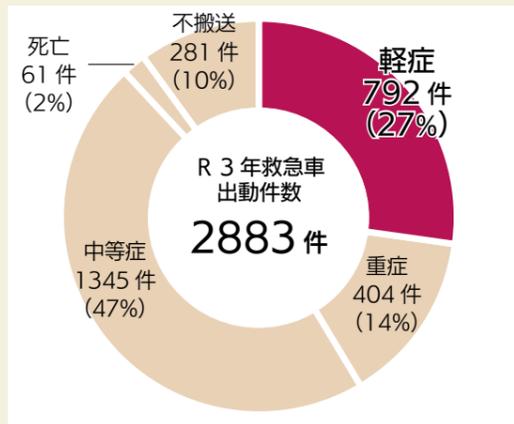
**緊急時はためらわず すぐに119番を**

## データで見る救急車の利用

■ 5月以降の救急車出動件数の推移<図1>



■ 昨年救急車で運ばれた人の容体<図2>



不必要な救急車の利用がある一方で、「近所に知られたくない」「恥ずかしい」などの理由で救急車を呼ぶのをためらうケースもみられます。患者の状態が重大であるほど、早く適切な応急手当が必要で、「意識がない」「けいれんしている」「言葉が出にくい」などの症状が出ているら、ためらわずにすぐ119番通報してください。

【問】市消防本部（☎74・0119）

## 救急車を呼ぶか迷ったらここで確認

救急車を呼ぶべき状態なのか迷ったときは、緊急度を赤、黄、緑の3段階で判断してくれるアプリ「Q助」が役立ちます。この機会にダウンロードしておきましょう。



判断アプリ

また、24時間対応の電話相談窓口もあるのでご活用ください。  
 ▷ふくおか救急医療情報センター（24時間対応、☎092・471・0099）



## 後期高齢者医療制度 自己負担割合に「2割」区分が新たに追加

10月から変わる

# 自己負担割合の確認を

被保険者の約20%が10月から2割負担に

住民税課税所得が145万円以上の人がいる世帯を除き、これまで自己負担割合が

通常1割だった後期高齢者医療制度。10月1日からは、これまで1割負担だった人の中で、一定以上の所得がある人は、負担割合が2割になります。負担割合が増える人は、

後期高齢者医療被保険者全体の約20%。負担割合は世帯によって変わるので、左の判定シートで10月からの負担割合をしっかりと確認しておきましょう。

3年間は負担増額を3000円までに抑制

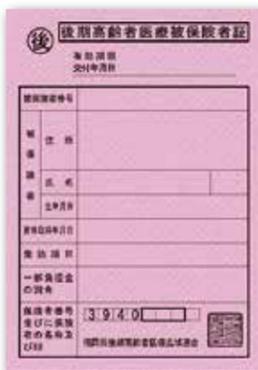
10月1日から3年間は、1カ月の医療費増加額を3000円までにする配慮措置が実施されます。ただし、対象は今回の変更によって負担が増える人のみ。また、入院の医療費は対象外です。配慮措置の適用で払い戻すときは、高額療養費として登録されている口座へ振り込みます。今回の変更によって負担が増える人で、口座登録していない人は10月ごろに申請書を郵送します。



## 今年は被保険者証が2回届きます

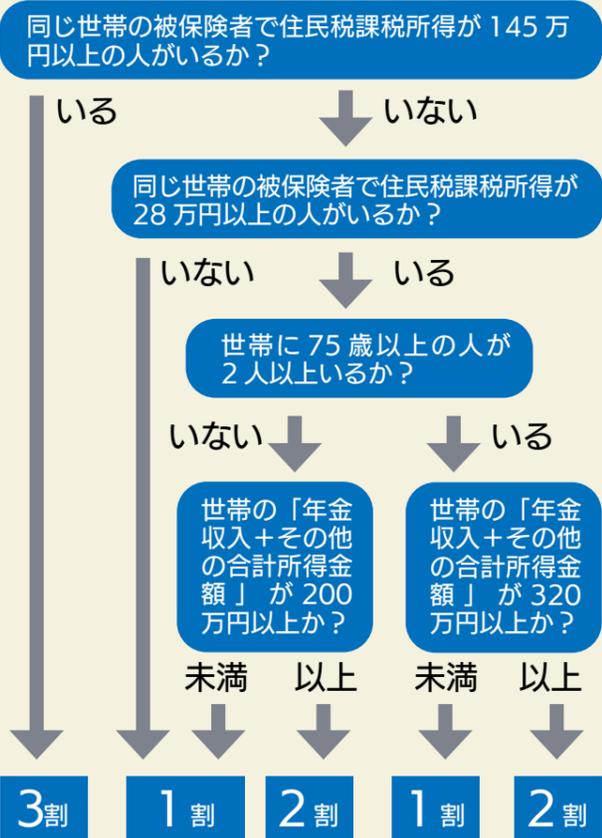
自己負担割合の区分の新設により、今年の後期高齢者医療被保険者証を2回お届けします。7月末までに送付した水色の被保険者証は、有効期限が9月30日です。桃色の新しい被保険者証（左写真）

は、9月下旬までに市から郵送します。10月からは新しい被保険者証で受診してください。9月30日までに桃色の被保険者証が届かないときは、市健康づくり課医療年金係へ問い合わせてください。



## 自己負担割合の判定シート

自己負担割合は世帯によって変わります。下の図に沿って、自分の負担割合を確認しておきましょう。



10月からの自己負担割合や配慮措置について詳しくは、市健康づくり課へ問い合わせてください。

【問】同課医療年金係（☎77・8503）